

令和 2 年 7 月 7 日現在

機関番号：11201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03445

研究課題名(和文) 責任保険契約の関係当事者における利益相反状態から生じる法律問題の研究

研究課題名(英文) A Study of Legal Issues Arising from Conflict of Interest in Related Parties of Liability Insurance Contracts

研究代表者

深澤 泰弘 (Fukazawa, Yasuhiro)

岩手大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：40534178

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：保険の専門家が保険事故に基づく紛争処理に関わる機会が増えれば、紛争処理にかかるコストの軽減が図れることから、わが国の責任保険契約の保険者は、アメリカと同様、より積極的に防御義務・解決義務を負うべきである。一方で、保険者の防御活動等が盛んになると利益相反的な行動をとる可能性が増えるので、保険者により厳格な責任を課すことでそのような利益相反的な行動をとることを抑止すべきである。また、保険事故の適切な処理を図る上で被保険者等の協力は不可欠であるが、責任保険契約の特性から被保険者側に積極的に協力しない傾向が存在する。これを抑制するための方法として控除払い方式は全部無効方式よりも優れているものと解する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

責任保険契約は、保険の対象が加害者である被保険者の被害者に対する損害賠償責任であるという特殊性から、一般的な損害保険とは異なり、多くの関係者が存在することになり、そのような関係者間で利益相反状態が生じ、それが法律問題に発展することがある。本研究では、責任保険法に関して議論の蓄積があるアメリカ法を比較対象に、そのような関係当事者の利益相反状態から生じる法律問題を明らかにし、わが国の法規制の妥当性の検討や解決策の提示を行っている。様々な場面で他者からの責任追及がなされる可能性のある現代社会においては責任保険契約のプレゼンスは高まる一方なので、このような問題の分析・検討は重要な研究であると考えられる。

研究成果の概要(英文)：Increasing the opportunity for insurance professionals to deal with accidents in liability insurance contracts can help reduce the costs of dispute resolution. Therefore, the Japanese liability insurer should be obliged to defend and settle in various situations as US law. If the insurer's defense activities become active, legal issues may arise due to the conflict of interest between the insurer and the insured. Therefore, insurers should be more liable to prevent such behavior. In addition, cooperation of the insured is necessary to properly deal with insurance accidents. However, due to the characteristics of liability insurance contracts, there is a tendency to not actively cooperate with the insured side. As a method to prevent this tendency, the deduction payment method is superior to the contract invalidation method.

研究分野：商法

キーワード：責任保険 リステイトメント 防御義務 解決義務 協力義務

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

現代の社会では、様々な場面で他者に対して損害賠償責任を負う可能性があり(たとえば、典型的な自動車事故から専門家による任務懈怠・過誤など) そのような場合の備えとして有効である責任保険契約の重要性が増してきている。責任保険契約は、加害者である被保険者と被害者との間に生じる損害賠償責任を保険の対象としている契約なので、一般的な損害保険契約とは異なり、保険契約者(および被保険者)と保険者以外にも複数の関係者が存在する可能性があり、そのような関係者の間における利益相反状態により様々な法的問題が生じることがある。特に、加害者である被保険者が被害者に損害賠償責任を追及される(またはその可能性がある)場合に、保険者がその防御や解決を行う義務(いわゆる防御義務や解決義務)をめぐる、保険契約者(および被保険者)と保険者との間で紛争に発展することがあり、実際に裁判例も存在する。また、保険者が防御義務もしくは解決義務を行う際、または保険金を支払う際に被保険者の協力(情報提供や必要書類の提出等)が必要不可欠であるが、責任保険契約では被保険者が責任を負うことになった被害者に対する損害賠償金は、実質的に保険者により保険給付の形で支払われるため、損害賠償金が保険金額の範囲内であれば、被保険者は保険者に積極的に協力するインセンティブを持たず、場合によっては被害者と共謀して多額の保険金を被害者に払わせようとする可能性が考えられる。そこで、(必ずしも責任保険契約に特有のものではないが)そのような場合に備えて、保険契約者(および被保険者)に事故の通知・説明義務などの協力を求めるルールを定めている。さらに、被害者との紛争処理を担当する弁護士が、クライアントである保険者の利益を優先するあまり、適切な防御活動を行わない(ゆえに保険者には利益になるが、被保険者には不利益を生じる)可能性も生じる。

このように責任保険契約では、その契約の特殊性から、責任保険契約特有の法律問題が生じる可能性があり、アメリカでは実際にこれらに関連する多くの裁判例が存在し、盛んに議論がなされてきた。このような状況もあって、アメリカ法律協会(American Law Institute)は責任保険法リステイトメントの作成に取りかかり、2019年にこれを完成させている。リステイトメントはそれ自体に法的拘束力はないものの、著名な研究者をリポーターとしてむかえ、アメリカ全土の裁判例や議論を集約して、条文形式で一定の指針を提示するもので、これまでも重要な分野(たとえば、契約法や不法行為法など)において作成されている。このような経緯からすると、アメリカでは責任保険法に関して非常に注目・関心が高いものといえる。これに対して、わが国では、責任保険契約の保険者が防御義務や解決義務を負う場合として自動車保険の示談代行義務が典型的であるが、これが問題となった裁判例は2件しか存在しておらず、訴訟に至るまでの紛争は生じていない。このような状況もあってか、これに関連する議論や研究も少なく、アメリカ法を比較対象とした研究論文が数本存在する程度であり、それらも最新のアメリカ法についての分析・検討はなされていないという状態であった。また、被保険者の協力義務についても、損害保険契約全般に通じる損害防止義務に関する研究などは存在していたが、責任保険契約に焦点を当てた形で分析・検討がなされている研究はなかった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、責任保険契約に係る当事者(保険契約者または被保険者、保険者、被害者、紛争処理に関与する弁護士等)の間における利益相反状態から生じる法律問題を明らかにし、そのための解決策として現在の法規制が妥当か否かを検討し、妥当でない場合にはどのような解決策がより望ましいかを提案することを目的とする。

わが国では、責任保険契約の保険者の防御義務・解決義務に相当する示談代行義務を採用している保険は少なく(典型的には自動車保険) また実際に自動車保険の示談代行義務に関して争いとなった事例も僅かしかいないため、そもそも紛争が生じることはないのではないかと、そうするとこのような研究にはあまり意味はないのではないかとという指摘を受けそうである。しかし、裁判例が少ないからといって必ずしも紛争が生じていないとはいえないし、そもそもその理由が現在の法規制が適切であるから紛争が生じていないのか、それとも別の理由なのかも明らかではない。また、現在は示談代行義務を採用している責任保険契約は少ないが、専門分化がすすみ他者に様々なサービスを提供する機会が増えたり、ITの目覚ましい発展により予想もしなかった不具合が生じたりすることで、他者に損害を引き起こす可能性が高い現代社会においては、今後も新しい責任保険契約が誕生したり、保険の専門家による紛争処理が望ましいケースが増えたりする(そのため示談代行義務を採用する責任保険契約を増やしたりする)ことは大いに考えられる。したがって、現状の責任保険契約の保険者における防御義務や解決義務について分析・検討を行い、現在の法規制が妥当であるか、現在は生じていないが将来生じる可能性がある法律問題(潜在的な法律問題)はあるか否か、ある場合に現在の法規制で十分に解決可能か、そして、そもそも責任保険契約の保険者の防御義務や解決義務は、現状よりも採用範囲を拡大して、様々な責任保険に採用されるべきなのか否かも含めて分析・検討することには大いに意味があるものと思われる。

そして、上記のような目的を果たすために、アメリカ法の最新の議論を紹介し、その妥当性やわが国での有効性について分析・検討を行う。アメリカでは、記述のとおり、このような法律問題について、多くの裁判例が存在し、議論の蓄積がある。そして、そのような状況の中で、近年アメリカ法律協会により責任保険法リステイトメントが作成されている。リステイトメントは、わが国においてもアメリカ法の比較検討の際に有効な資料として扱われているため、この分野

におけるアメリカ法の検討においてこのリステイトメントを分析・検討し、その成果を示すことには重要な意義があるものと考えられる。

また、被保険者の協力義務に関しても、わが国では責任保険契約の場面に特化した形で研究が行われているものは存在しないが、責任保険契約に特有の問題が生じる可能性があるため、責任保険契約における被保険者の協力義務の問題も検討する必要がある。これについても、責任保険法リステイトメントで取り扱われているので、これの分析・検討を中心的に行い、アメリカ法の法規制や議論から、わが国における一定の示唆を得ることを目的とする。

### 3. 研究の方法

まずは、日本における責任保険契約に関する法律問題の現状把握から行う。その際に、責任保険契約における保険者の防御義務・解決義務に関する法律問題と、保険契約者および被保険者の協力義務に関する法律問題を中心に分析・検討を行う。これらにつき、どのような法規制が定められているか、また、どのような裁判例や紛争が存在するか、そしてどのような議論や研究がなされているかを丁寧に把握する。議論や研究については、公表されている論文等を精読するだけでなく、実務家（保険会社の方や弁護士など）にヒアリング調査などをしたり、学会や研究会で発表し、意見や批判を受けることで、新しい情報を入手し、自分の見解を見直したり修正したりする。

日本における現状把握ができれば、今度はそれを踏まえてアメリカ法の分析・検討を行う。そして、アメリカ法については、主に責任保険法リステイトメントの分析・検討を中心に行う。リステイトメントは条文の形式で各論点について、アメリカの著名な研究者であるリポーター等が、アメリカ全土の重要な裁判例から最新の裁判例や研究を分析・検討し、そのような議論を踏まえて、妥当なルールを提示していくというものである。本研究が対象とする分野におけるアメリカ法の全体像をつかむには最適な資料であり、これを足がかりに細かな議論についてはその都度研究論文等を参考にして、研究を深めていく。また、リステイトメントに対する自らの理解が正しいのか、日本の制度と比較して、アメリカの制度をどのように考えるか等、文献を読むだけでは入手できない情報については、責任保険法リステイトメントのリポーターであるペンシルヴァニア大学のトム・ベイカー教授にヒアリング調査を行うことで入手する。

最後に、アメリカ法から得た示唆をもとに、学会や研究会での研究発表や論文等の形式で、これらについてのわが国における法規制等に関して研究成果を公表する。

### 4. 研究成果

責任保険契約の保険者の防御義務については、アメリカ法の方が適用範囲が広く、それゆえ保険者は原則的に防御義務を負うが、例外的に防御義務を免れるという状況である。保険者が防御義務を負う機会が増えるということは、保険者と保険契約社側との間に利益相反状態が生じる可能性も増えるため、そのような場合に備えて保険者に対する厳しい民事責任が用意されている。具体的には、防御活動が不適切・不十分であったことや、防御活動をしなけりななかつたのに怠ったことにより、被害者に対する損害賠償額が保険金額を超えてしまった場合、その差額分について保険者は被保険者に対する損害賠償責任として負担しなければならなかつたり、防御活動があまりにも不適切だった場合には不誠実行為として実際の損害賠償額（差額分）を超えて懲罰的な損害賠償を負わなければならなかつたりする。保険者としては積極的に防御活動を行いたくない場合（たとえば、争いとなっている損害賠償責任が保険の範囲外でありそうな場合）も存在するが、このような場合でもアメリカの責任保険契約における保険者は防御義務を負うことになる可能性が高いので、このような場合の対策として（損害賠償責任が保険の対象外である旨の）宣言訴訟を求めるとか、後に防御義務の有無を争う権利を留保して防御活動を行うことを認めている。このように保険者が積極的に防御活動を行うことは、紛争処理にかかるコストが軽減するという意味で望ましいため、わが国でも現状の制度よりも防御義務の適用範囲を広めるべきである。そして、保険者が防御義務を負う機会が増えると、利益相反により不適切な行動をとる可能性が増えるが、そのような行動を抑制するために（もちろん、法体系上わが国では採用できないルールもあるが）アメリカ法のやり方を参考にすべきであるという見解に至った。

また、責任保険契約の保険者の解決義務について、リステイトメントでは保険者が合理的な解決の決定を行ったか否かで義務を履行したかどうかを判断する旨規定している。そして、この合理的な解決の決定とは「判決により下されるであろう損害賠償の全額に対して、単独で財産上の責任を引き受ける合理的な者であれば行うであろう決定」であると定義づけられており、保険者は被保険者の利害と自身の利害とを平等に考慮し、解決するか否かを判断しなければならないとす。このようにリステイトメントでは合理性の判断基準を採用している点で、わが国の法制度と近い基準を用いているが、合理性の明確な判断基準を構築することは難しく、ある程度幅のある基準となるのはやむを得ない。そのため、このような基準を採用するよりも厳格責任ルール（合理的か否かにかかわらず解決を拒絶した結果、裁判により敗訴判決が下され、保険金額よりも高額な損害賠償額が認められた場合には、その差額についても責任を負うというルール）を採用すべきか、合理性の基準を採用するにしても、実質的には厳格責任ルールが採用されているのと同様の厳格な運用（合理性が認められるのは相当厳しい運用）がなされることが望ましいと考えた。

本研究では以上の点を最新のリスティメントを用いて見直すとともに、その他防御義務に関連する点として、独立弁護の提供義務や防御費用の返還請求などについての分析・検討を行った。リスティメントでは、保険者が権利留保付で防御活動を行う場合等に、被保険者は、保険者の利益相反的な行動をおそれて、保険者が被保険者のために手配した弁護士とは別の独立した弁護士による防御（独立弁護）の提供を受けることができる旨を定めている。これらの独立弁護の提供に関しては、どのような場合にそれが認められるか、被保険者による弁護士の選任は完全に自由で良いのか、独立防御にかかった費用はどこまで補償されるかといった問題雅趣怖じる。この点について、保険者の選任する防御を担当する弁護士に利益相反が認められるような場合には、被保険者に独立弁護の提供が認められるようであり（逆にいうと利益相反の問題がなさそうな場合は、保険者の選任する弁護士が防御を担当する）、被保険者の弁護士の選任について保険者の同意が必要か否かという議論については、肯定説・否定説両説存在するが、保険者の不当な拒絶の可能性等を理由に否定説が多数を占めており、補償される合理的な独立防御の費用については、請求やリスクの複雑さから要求される時間や専門知識の量、同様のサービスに関して当該地域において通常請求される報酬額、制限時間の有無、判決や和解の結果などを総合考慮して判断されるものと解されている。また、防御費用の返還請求を認めるか否か、認めるとしてどのような場合かという論点について、リスティメントでは原則返還請求を認めず、例外的に防御費用の返還を請求する場合がある旨を契約で定めていた場合には返還請求を認めるとする立場をとっている。このような立場に対しては、反対説から、保険者が防御義務を負うか負わないか不明確な訴訟において防御に着手することを躊躇することになる点を指摘されるが、リスティメントは、保険者が契約でその旨記載することは難しいことではなく、仮に契約がなくとも防御の前に後に防御を負わなくても良い旨の判決を得たときに防御費用の返還を求める可能性があることを被保険者に認めさせた上で防御をすればよいといった反論がなされている。防御義務を負う範囲が広がると、本来であれば負わなくても良い事例についてまで保険者が防御義務を負うという可能性が増える。したがって、そのような場合には保険者に防御費用の返還請求を認めるべきであると考え、それは原則として認めるべきであるという類いのものではない（訴訟にかかるコストと防御費用の回収コストを比較考慮して、返還請求をしないという選択肢をとることを排除する必要はない）。したがって、原則請求を認めず、例外的に請求を認めるというリスティメントの立場は妥当であろう。

これらの議論や解決方法はいずれも日本の法制度において直接的に用いることのできるものばかりではないが、アメリカ法の現状を正確に把握する上で重要であること、そしてわが国においても今後問題となる可能性がないものではないことから、十分に意義のある研究であったといえる。

次に、責任保険契約における被保険者等の協力義務についての分析・検討である。リスティメントでは、被保険者等の非協力が重大であり、それにより保険者が相当の損害を被った場合には協力義務違反となり、責任保険契約は無効になると規定している。これに対しては、被保険者の協力義務違反の結果が責任保険契約の無効というのはいささか厳しすぎるとの見解が存在するが、非協力の重大性と保険者における相当の損害という2つの要件をみたま場合は相当悪質な非協力の場合に限られるとされており、加害者である被保険者と被害者とが共謀して、損害賠償金額が高額であるかのように見せかける場合などでなければこれに該当しないため、必ずしも被保険者側に厳しいものではないと反論している。しかし、これでは違反を認める範囲がむしろ狭すぎて、適切な協力を被保険者から得ることができなくなる可能性もある。これらの2つの要件はその判断基準が必ずしも明確ではない点が問題であり、これらについては裁判例等の蓄積で少しでも明らかにしていくしかないが、それでも限界があるため、結局ケースバイケースで処理していくしかないものであろう。これに対して、わが国では損害防止義務や事故発生の通知義務、事故についての説明義務といった協力義務に違反した場合、協力義務の違反によって生じた損害については保険金を支払わないという控除払いの規定を採用している。このような控除払いの規定であれば、被保険者の非協力により生じた損害分のみ保険金を支払わないことを保険者に認めるだけであるから、被保険者にとって必ずしも厳しい制裁とはならず、柔軟に対応できるため、全部を無効としてしまうルールより優れているようにみえる。しかし、実際は非協力と損害との因果関係と具体的な損害額の証明を保険者は行わなければならない、これが相当難しいことは容易に想像できるため、全部無効のルールとさほど変わらないものといえる。すなわち、被害者との共謀のような相当悪質な非協力の場合のように、とても保険金が支払える状態ではないような場合にしか使えないのであれば、全部無効のルールとさほど変わらない。ただ、それでも立証の問題を克服できれば（すなわち、どのような場合にどれほどの損害が認められるか、その判断基準が明確になれば）、オールオアナッシング的な全部無効のルールよりも控除払いのルールの方が被保険者保護にはつながるといえるため、このようなルールを採用することには大いに意味があるものといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 深澤 泰弘	4. 巻 81
2. 論文標題 責任保険契約における被保険者等の協力義務について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 53～86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 深澤 泰弘	4. 巻 81
2. 論文標題 被保険者破産の場面における任意自動車保険の直接請求権の請求完了日	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 211～227
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 深澤 泰弘	4. 巻 79
2. 論文標題 <77> 賠償責任普通保険約款における代位取得したものの価額を控除する旨の規定の適用範囲	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 221～239
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24746/giiij.79.3_221	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 深澤 泰弘
2. 発表標題 責任保険契約における保険者の防御義務-米国の現状を参考に-
3. 学会等名 保険学会関東部会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----